

## 指導検査基準(指定計画相談支援)

令和7年5月28日

7江障施第1033号

### ○根拠法令

「支援法」 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)

「支援法施行規則」 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年2月28日厚生労働省令第19号)

「厚労令28」 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)

「平24厚労告125」 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第125号)

「平27厚労告180」 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月27日厚生労働省告示第180号)

「障発0330第22通知」 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第22号)

「障発1031001通知」 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)

「区規則16」 = 江東区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成24年03月30日 規則第16号)

### 指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合(軽微な違反の場合を除く。)は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。 (確認項目上の評価区分でA「助言指導」の記載はないが、水準向上のためA「助言指導」を行う場合がある。)

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価区分
第1 基本方針	<p>1 指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われているか。</p> <p>2 指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう配慮して行われているか。</p> <p>3 指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。</p> <p>4 指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。</p> <p>5 指定特定相談支援事業者は、区市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。</p> <p>6 指定特定相談支援事業者は、利用者が指定計画相談支援を利用することにより、地域の教育、就労等の支援を受けることができるようにして、障害の有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めているか。</p> <p>7 指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>8 指定特定相談支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</p> <p>9 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>支援法第51条の22 厚労令28 第2条第1項</p> <p>厚労令28 第2条第2項</p> <p>厚労令28 第2条第3項</p> <p>厚労令28 第2条第4項</p> <p>厚労令28 第2条第5項</p> <p>厚労令28 第2条第6項</p> <p>厚労令28 第2条第7項</p> <p>厚労令28 第2条第8項</p> <p>厚労令28 第2条第9項</p>	<p>B又はC</p> <p>C</p> <p>B又はC</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p>

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価区分
第2 人員に関する基準			
1 従業者	<p>指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに専ら指定計画相談支援の職務に従事する相談支援専門員を、必ず一人以上置いているか。</p> <p>ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事することは差支えない。</p> <p>相談支援専門員の配置は利用者の数が35又はその端数を増すごとに1人を標準としているか。なお、計画相談対象障害者等の数は、前6か月の平均値とする。(ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。)</p> <p>指定特定相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、指定特定相談支援事業所に相談支援員(専ら当該指定特定相談支援事業所の職務に従事する者であって社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するもの)を置くことができる。この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、当該相談支援員を、指定障害児相談支援若しくは指定地域相談支援の事業を行う事業所又は指定自立生活援助の事業を行う事業所の職務その他これに類する職務に従事させることができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該指定特定相談支援事業所が機能強化型サービス利用支援費又は機能強化型継続サービス利用支援費の算定要件を満たしているか。</li> <li>(2) 主任相談支援専門員(当該指定に係る特定相談支援事業所の相談支援専門員として職務に従事する者に限る。)により相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること。</li> </ul> <p>前項の規定により相談支援員を置く場合における第十一条、第十五条第一項第一号、第二項第一号から第九号まで及び第三項、十五条の二、第十八条、第二十条第一項から第三項まで、第二十三条第一項並びに第二十六条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「相談支援専門員」とあるのは「相談支援専門員又は相談支援員」と読み替えるものとする。</p>	支援法第51条の24 第1項 厚労令28 第3条 障発0330第22通知 第二の1(1)	C
2 管理者	<p>指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。</p> <p>ただし、指定特定相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることは差し支えない。</p>	厚労令28 第4条 障発0330第22通知 第二の1(2)	C
3 従たる事業所を設置する場合における特例	<p>1 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所における主たる事業所(次項において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(次項において「従たる事業所」という。)を設置することができる。</p> <p>2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員であるか。</p>	厚労令28 第4条の2第1項 障発0330第22通知 第二1の(3)①②	B又はC
		厚労令28 第4条の2第2項 障発0330第22通知 第二1の(3)①	C

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
第3 運営に関する基準		法第51条の24 第2項	
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>1 指定特定相談支援事業者は、計画相談支援対象障害者等が指定計画相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った計画相談支援対象障害者等「以下「利用申込者」という。」に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、利用者との間で当該指定計画相談支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(平成26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</li> <li>(2) 当該事業の経営者が提供する指定計画相談支援事業の内容</li> <li>(3) 当該指定計画相談支援につき利用者が支払うべき額に関する事項</li> <li>(4) 指定計画相談支援の提供開始年月日</li> <li>(5) 指定計画相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口</li> </ul> <p>を記載した書面を交付しているか。 なお、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供する場合、利用者の承諾を得ているか。</p>	厚労令28 第5条第1項 障発0330第22通知 第二の2(1)	B 又はC
2 契約内容の報告等	<p>1 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を区市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画を作成したときは、その写しを区市町村に対し遅滞なく提出しているか。</p>	厚労令28 第6条第1項、第2項 障発0330第22通知 第二の2(2)	C
3 提供拒否の禁止	<p>指定特定相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定計画相談支援の提供を拒んでいないか。 特に障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 なお、正当な理由がある場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該事業所の現員からは、利用申込に応じきれない場合</li> <li>(2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</li> <li>(3) 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込があった場合</li> <li>(4) その他利用申込者に対して自ら適切な指定特定計画相談支援を提供することが困難な場合である。</li> </ul>	厚労令28 第7条 障発0330第22通知 第二の2(3)	C
4 サービス提供困難時の対応	指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	厚労令28 第8条 障発0330第22通知 第二の2(4)	C
5 受給資格の確認	指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証(支給決定を受けていない場合は区市町村の計画案提出依頼書)によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、継続サービス利用支援に係るモニタリング期間、障害福祉サービス支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、障害福祉サービス支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間、障害福祉サービス支給量又は地域相談支援給付量等を確かめているか。	厚労令28 第9条 障発0330第22通知 第二の2(5)	C

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価区分
6 支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助	指定特定相談支援事業者は、障害福祉サービス支給決定又は地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、障害福祉サービス支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う障害福祉サービス支給決定又は地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。	厚労令28 第10条 障発0330第22通知 第二の2(6)	C
7 身分を証する書類の携行	指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類(証書や名札等)を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。また、証書や名札等には、事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。	厚労令28 第11条 障発0330第22通知 第二の2-(7)	C
8 計画相談支援給付費の額等の受領	<p>1 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象障害者等から当該指定計画相談支援につき支援法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額)の支払を受けているか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、1の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の住宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を計画相談支援対象障害者等から受けているか。</p> <p>3 指定特定相談支援事業者は、1及び2の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った計画相談支援対象障害者等に対し交付しているか。</p> <p>4 指定特定相談支援事業者は、2の交通費については、あらかじめ、計画相談支援対象障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、計画相談支援対象障害者等の同意を得ているか。</p>	厚労令28 第12条第1項 障発0330第22通知 第二の2(8)①	C
9 利用者負担額に係る管理	指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を提供している計画相談支援対象障害者等が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき支援法第29条第3項第2号に掲げる額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しているか。 この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該計画相談支援対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	厚労令28 第13条 障発0330第22通知 第二の2(9)	C
10 計画相談支援給付費の額に係る通知等	<p>1 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領により区市町村から指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、計画相談支援対象障害者等に対し、当該計画相談支援対象障害者等に係る計画相談支援給付費の額を通知しているか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、8(1)の法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を計画相談支援対象障害者等に対して交付しているか。</p>	厚労令28 第14条第1項 障発0330第22通知 第二の2(10)①	C
		厚労令28 第14条第2項 障発0330第22通知 第二の2(10)②	C

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価区分
11 指定計画相談支援の具体的取扱方針	<p>1 指定計画相談支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによるものとなっているか。</p> <p>(1) 指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮をしているか。</p> <p>(3) 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。</p> <p>2 指定計画相談支援における指定サービス利用支援の方針は、第1に規定する基本方針及び1に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとなっているか。</p> <p>(1) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、希望等を踏まえ作成するよう努めているか。</p> <p>(2) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。</p> <p>(3) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めているか。</p> <p>(4) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。 特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏った情報を提供することや、利用者等の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによるサービス等利用計画案を最初から提示することはないか。</p> <p>(5) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行っているか。</p> <p>(6) 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。</p>	厚労令28 第15条第1項第1号 障発0330第22通知 第二の2(11)①	C
		厚労令28 第15条第1項第2号	B又はC
		厚労令28 第15条第1項第3号 障発0330第22通知 第二の2(11)②	C
		厚労令28 第15条第2項第1号 障発0330第22通知 第二の2(11)③	C
		厚労令28 第15条第2項第2号 障発0330第22通知 第二の2(11)④	C
		厚労令28 第15条第2項第3号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑤	B
		厚労令28 第15条第2項第4号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑥	C
		厚労令28 第15条第2項第5号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑦	C
		厚労令28 第15条第2項第6号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑧	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
	(7) 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院(以下「居宅等」という。)を訪問し、利用者及びその家族に面接しているか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。	厚労令28 第15条第2項第7号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑨	C
	(8) 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、区市町村に対するモニタリング期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しているか。	厚労令28 第15条第2項第8号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑩	C
	(9) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に短期入所を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしているか。	厚労令28 第15条第2項第9号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑪⑫	C
	(10) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、支援法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。	厚労令28 第15条第2項第10号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑬	C
	(11) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付しているか。	厚労令28 第15条第2項第11号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑭	C
	(12) 相談支援専門員は、障害福祉サービス支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のために利用者及び当該変更を行ったサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用を含む。）の開催等により、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認した上で、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。	厚労令28 第15条第2項第12号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑮	C
	(13) 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。	厚労令28 第15条第2項第13号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑯	C
	(14) 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しているか。	厚労令28 第15条第2項第14号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑰	C

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価区分
11-2 テレビ電話装置等の活用	<p>3 指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援の方針は、第1に規定する基本方針1及び2に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとなっているか。</p> <p>(1) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。</p> <p>(2) 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しているか。</p> <p>(3) サービス等利用計画に変更があった場合、2(1)から2(9)まで及び2(12)から2(14)までに準じて取り扱っているか。</p> <p>(4) 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。</p> <p>(5) 相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。</p> <p>(6) 相談支援専門員は、利用者が現に指定就労移行支援又は指定就労継続支援を利用している場合であって、モニタリングの結果等を踏まえて就労選択支援の利用が必要と認められるときは、指定就労移行支援の事業を行う者又は指定就労継続支援の事業を行う者と連携し、就労選択支援に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。</p> <p>(7) 相談支援専門員は、利用者が指定就労選択支援を利用している場合には、法第五条第十三項の評価及び同項の整理の結果等を踏まえてサービス等利用計画の見直しを行うとともに、指定就労選択支援の事業を行う者と連携し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行わなければならない。</p> <p>1 相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して利用者に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行うことができているか。</p> <p>(1) 当該アセスメント又はモニタリングに係る利用者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域(平成二十一年厚生労働省告示第百七十六号)に定める地域に居住し、かつ、指定特定相談支援事業所と当該利用者の居宅等との間に一定の距離があるか。</p> <p>(2) 当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行っているか。</p>	<p>厚労令28 第15条第3項第1号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑯</p> <p>厚労令28 第15条第3項第2号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑯</p> <p>厚労令28 第15条第3項第3号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑯</p> <p>厚労令28 第15条第3項第4号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑯</p> <p>厚労令28 第15条第3項第5号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑯</p> <p>厚労令28 第15条第3項第6号 (令和7年10月より適用)</p> <p>厚労令28 第15条第3項第7号 (令和7年10月より適用)</p> <p>厚労令28 第15条の2 障発0330第22通知 第二の2(12)</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B又はC</p> <p>C</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p>

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価区分
12 利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付	指定特定相談支援事業者は、利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	厚労令28 第16条 障発0330第22通知 第二の2(13)	B又はC
13 計画相談支援対象障害者等に関する区市町村への通知	指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を受けている計画相談支援対象障害者等が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。	厚労令28 第17条 障発0330第22通知 第二の2(14)	B又はC
14 管理者の責務	<p>1 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に、第1から第3の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	厚労令28 第18条第1項 障発0330第22通知 第二の2(15)	C
15 運営規程	<p>指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針        (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容        (3) 営業日及び営業時間        (4) 指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額        (5) 通常の事業の実施地域        (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類        (7) 虐待の防止のための措置に関する事項        (具体的な事項例)          ア 虐待の防止に関する担当者の選定          イ 成年後見制度の利用支援          ウ 苦情解決体制の整備          エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)          オ 虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止委員会」)の設置等に関すること        (8) その他運営に関する重要事項</p>	厚労令28 第19条 障発0330第22通知 第二の2(16) 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」	B又はC

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価区分
16 勤務体制の確保等	<p>1 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対し、適切な指定計画相談支援を提供できるよう、指定特定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 また、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に指定計画相談支援の業務を担当させているか。(ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。)</p> <p>3 指定特定相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や当該指定特定相談支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>4 指定特定相談支援事業者は、適切な指定計画相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	厚労令28 第20条第1項 障発0330第22通知 第二の2(17)①	C
		厚労令28 第20条第2項 障発0330第22通知 第二の2(17)②	C
		厚労令28 第20条第3項 障発0330第22通知 第二の2(17)③	B又はC
		厚労令28 第20条第4項 障発0330第22通知 第二の2(17)④	B又はC
17 業務継続計画の策定等	<p>1 指定特定相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施しているか。</p> <p>3 指定特定相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	厚労令28 第20条の2第1項 障発0330第22通知 第二の2(18)①②	B又はC
		厚労令28 第20条の2第2項 障発0330第22通知 第二の2(18)③④	B又はC
		厚労令28 第20条の2第3項	B又はC
18 設備及び備品等	<p>指定特定相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定計画相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか(貸与を受けているものでも可)。</p> <p>(1) 専用の事務室又は明確に特定されている区画があるか。</p> <p>(2) 申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保しているか。</p> <p>(3) 必要な設備及び備品等を確保しているか。 (ただし、同一敷地内にある他の事業所、施設等の運営上支障がない場合は、他の事業所、施設等の設備及び備品等を使用することは差し支えない。)</p>	厚労令28 第21条 障発0330第22通知 第二の2(19)	C

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価区分
19 衛生管理等	<p>1 指定特定相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>3 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。            (1) 当該指定特定相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用を含む。)を定期的(概ね6月に1回以上)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。            (2) 当該指定特定相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。            (3) 当該指定特定相談支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施すること。</p>	厚労令28 第22条第1項 障発0330第22通知 第二の2(20)①	B
		厚労令28 第22条第2項 障発0330第22通知 第二の2(20)①	B
		厚労令28 第22条第3項 障発0330第22通知 第二の2(20)②	B又はC
20 掲示等	<p>1 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の見やすい場所に、重要事項を掲示しているか。            (1) 運営規程の概要            (2) 基本相談支援及び計画相談支援の実施状況            (3) 相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制            (4) その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項            また、体制整備加算を算定している場合は、各加算の算定要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置していることが分かるよう、併せて掲示しているか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定特定相談支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 指定特定相談支援事業者は、1に規定する重要事項の公表に努めているか。(公表の方法等については、ホームページによる掲載等、適宜工夫すること。)</p> <p>4 指定特定相談支援事業者の指定又は更新を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しているか。</p>	厚労令28 第23条第1項 障発0330第22通知 第二の2(21)①	B又はC
		厚労令28 第23条第2項 障発0330第22通知 第二の2(21)②	B又はC
		厚労令28 第23条第3項 障発0330第22通知 第二の2(21)③	B
		区規則16 第2条第3項	B又はC

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価区分
21 秘密保持等	<p>1 指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>3 指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	厚労令28 第24条第1項 障発0330第22通知 第二の2(22)①  厚労令28 第24条第2項 障発0330第22通知 第二の2(22)②  厚労令28 第24条第3項 障発0330第22通知 第二の2(22)③	C  B又はC  C
22 広告	指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	厚労令28 第25条	B又はC
23 障害福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止	<p>1 指定特定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業所の管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>3 指定特定相談支援事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を收受していないか。また、「福祉サービス等の事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人から金品その他の財産上の利益を收受すること」等、当該規定に違反していないか。</p>	厚労令28 第26条第1項 障発0330第22通知 第二の2(23)①  厚労令28 第26条第2項 障発0330第22通知 第二の2(23)②  厚労令28 第26条第3項 障発0330第22通知 第二の2(23)③	C  C  C

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価区分
24 苦情解決	<p>1 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。(相談窓口の連絡先、苦情処理体制及び手順等を重要事項を記載した文書等に記載して利用者に説明するとともに、事業所に掲示することが望ましい)</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、1の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	厚労令28 第27条第1項 障発0330第22通知 第二の2(24)①	B又はC
	<p>3 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、支援法第10条第1項の規定により区市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	厚労令28 第27条第3項 障発0330第22通知 第二の2(24)②	C
	<p>4 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	厚労令28 第27条第4項 障発0330第22通知 第二の2(24)③	C
	<p>5 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、支援法第51条の27第2項の規定により区市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して区市町村長が行う調査に協力するとともに、区市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	厚労令28 第27条第5項 障発0330第22通知 第二の2(24)③	C
	<p>6 指定特定相談支援事業者は、都道府県知事、区市町村又は区市町村長から求めがあった場合には、3から5までの改善の内容を都道府県知事、区市町村又は区市町村長に報告しているか。</p>	厚労令28 第27条第6項 障発0330第22通知 第二の2(24)③	C
	<p>7 指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。</p>	厚労令28 第27条第7項 社会福祉法第83条、第85条 障発0330第22通知 第二の2(24)④	C

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価区分
25 事故発生時の対応	<p>1 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、1の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>3 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	厚労令28 第28条第1項 障発0330第22通知 第二の2(25)①・③	C
26 虐待の防止	<p>指定特定相談支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>(1) 当該指定特定相談支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用を含む。)を定期的(年1回以上)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定特定相談支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に実施すること。</p> <p>(3) (1)、(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者(相談支援専門員)を置くこと。</p>	厚労令28 第28条の2 障発0330第22通知 第二の2(26)	B又はC
27 会計の区分	指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	厚労令28 第29条 障発0330第22通知 第二の2(27)	C
28 記録の整備	<p>1 指定特定相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から、少なくとも5年間保存しているか。</p> <p>(1) 第3の11の3(1)に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア サービス等利用計画(案)及びサービス等利用計画</li> <li>イ アセスメントの記録</li> <li>ウ サービス担当者会議等の記録</li> <li>エ モニタリングの結果の記録</li> </ul> <p>(3) 第3の13に規定する区市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 第3の24の2に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第3の25の2に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	厚労令28 第30条第1項	B
29 電磁的記録等	<p>1 指定特定相談支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについて、書面に代えて、電磁的方法による場合に、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p>	厚労令28 第31条第1項 障発0330第22通知 第三	B又はC
		厚労令28 第31条第2項 障発0330第22通知 第三	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
30 その他	送迎バス等一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所）ごとに、安全運転管理者の選任等を行っているか。	道路交通法第74条の3 道路交通法施行規則第9条の9、10	B
第4 変更の届出等			
1 変更の届出	<p>指定特定相談支援事業者は、支援法施行規則第34条の60第1項に掲げる事項（支援法施行規則第34条の59第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号から第7号までに掲げる事項）に変更があったとき、又は休止した当該指定特定相談支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を区市町村長に届け出ているか。</p> <p>※指定特定相談支援事業者が変更の届出を要する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業所の名称及び所在地</li> <li>(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</li> <li>(3) 申請者の登記事項証明書又は条例等</li> <li>(4) 事業所の平面図</li> <li>(5) 事業所の管理者及び相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴</li> <li>(6) 運営規程</li> </ul>	支援法 第51条の25第3項 支援法施行規則 第34条の60第1項・2項	B 又はC
2 業務の管理体制の整備	<p>1 指定特定相談支援事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法又は支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定特定相談支援事業者           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</li> </ul> </li> <li>(2) 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の指定特定相談支援事業者           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 法令遵守責任者を選任しているか。</li> <li>イ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</li> </ul> </li> <li>(3) 指定を受けている事業所の数が100以上の指定特定相談支援事業者           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 法令遵守責任者の選任をしているか。</li> <li>イ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</li> <li>ウ 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</li> </ul> </li> </ul> <p>2 指定特定相談支援事業者は区市町村長に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業者の名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</li> <li>(2) 法令遵守責任者の氏名及び生年月日</li> <li>(3) 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要           <p>（指定を受けている事業所の数が20以上の指定相談支援事業者に限る。）</p> </li> <li>(4) 業務執行の状況の監査の方法の概要           <p>（指定を受けている事業所の数が100以上の指定相談支援事業者に限る。）</p> </li> </ul> <p>3 届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	支援法 第51条の22第3項 支援法 第51条の31第1項 支援法施行規則 第34条の61	C
		支援法 第51条の31第2項 支援法施行規則 第34条の62第1項	C
		支援法 第51条の31第3項 支援法施行規則 第34条の62第2項	C

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価区分
第5 計画相談支援給付費の算定及び取扱い			
1 基本事項	<p>1 指定計画相談支援に要する費用の額は、平24厚労告125の別表「計画相談支援給付費単位数表」により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」を乗じて算定しているか。</p>	支援法 第51条の17第2項 平24厚労告125の一 平成18年厚生労働 省告示第539号「厚 生労働大臣が定め る一単位の単価」	C
2 計画相談支援費	<p>2 1の規定により、指定計画相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	平24厚労告125の二	C
(1) サービス利用支援費	<p>サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合に、次の区分に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(1) 機能強化型サービス利用支援費(I) (2) 機能強化型サービス利用支援費(II) (3) 機能強化型サービス利用支援費(III) (4) 機能強化型サービス利用支援費(IV)</p> <p>(1)～(4)までについて、※別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所における計画相談支援対象障害者等の数を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数(当該指定特定相談支援事業所の相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。)(前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。)で除して得た数(以下「取扱件数」という。)の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。</p> <p>ただし、(1)～(4)までのいずれかの機能強化型サービス利用支援費を算定している場合においては、(1)～(4)までの他の機能強化型サービス利用支援費は算定しない。</p> <p>(5) サービス利用支援費(I)</p> <p>指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。</p> <p>(6) サービス利用支援費(II)</p> <p>指定特定相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。</p> <p>※別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は次のとおりである。</p> <p>次に掲げる基準を満たすこと。ただし、特別地域のうち、従業者の確保が著しく困難と区市町村長が認める地域に所在する指定特定相談支援事業所においては、イの①の(九)及び②の(二)、ロの①の(二)及び②の(三)、ハの①の(二)及び②の(三)並びにニの③に掲げる基準については、配置される常勤の相談支援専門員(同項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)のうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していることに代えて、当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に配置される相談支援専門員であって、相談支援従事者現任研修を修了している者により指導及び助言が行われる体制が確保されていることで足りるものとする。</p>	平24厚労告125 別表1の注1 平27厚労告180第 1・2号 平18障発1031001 通知第四の1 (1)(2)(3)	C

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価区分
	<p>イ 機能強化型(継続)サービス利用支援費(I) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>① 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(一)利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期定期に開催していること。</p> <p>(二)24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>(三)指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員及び相談支援員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p> <p>(四)基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を行っていること。</p> <p>(五)基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。</p> <p>(六)法第八十九条の三第一項に規定する協議会(以下「協議会」という。)に定期的に参画し、同項に規定する関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。</p> <p>(七)基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。ただし、令和九年三月三十一日までの間において、区市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合においては、地域の相談支援の中核を担う機関として区市町村長が認めるものが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。</p> <p>(八)運営規程において、区市町村より地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は同条第三項第一号に規定する関係機関(以下「拠点関係機関」という。)との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。ただし、令和九年三月三十一日までの間において、区市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。</p> <p>(九)当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援及び指定障害児相談支援その他のこれに類する職務に従事することができる。以下(十)及び(2)の(二)、ロの(1)の(二)及び(2)の(三)、ハの(1)の(二)及び(2)の(三)並びにニの(三)において同じ。</p> <p>(十)当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置していること。</p> <p>(十一)当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ取扱件数が40未満であること。</p> <p>② ①に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(一)イの①の(一)から(七)までの基準に適合すること。</p> <p>(二)専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>(三)取扱件数が40未満であること。</p>		B又はC

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価区分
	<p>口 機能強化型(継続)サービス利用支援費(II)</p> <p>① 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(一)イの①の(一)から(八)まで、(十)及び(十一)の基準に適合すること。</p> <p>(二)当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>② ①に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(一)イの①の(一)から(七)までの基準に適合すること。</p> <p>(二)イの②の(三)の基準に適合すること。</p> <p>(三)専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>ハ 機能強化型(継続)サービス利用支援費(III)</p> <p>① 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(一)イの①の(一)、(三)から(八)まで及び(十一)の基準に適合すること。</p> <p>(二)当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>② ①に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(一)イの①の(一)、(三)から(七)までの基準に適合すること。</p> <p>(二)イの②の(三)の基準に適合すること。</p> <p>(三)専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>ニ 機能強化型(継続)サービス利用支援費(IV)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>① イの①の(一)及び(三)から(五)までの基準に適合すること。</p> <p>② イの②の(三)の基準に適合すること。</p> <p>③ 専ら指定計画相談支援の提供に当たる相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上を常勤とするとともに、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p>		

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価区分
(2)継続サービス利用支援費	<p>継続サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った場合に、次の区分に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(1) 機能強化型継続サービス利用支援費(I)        (2) 機能強化型継続サービス利用支援費(IV)        (3) 機能強化型継続サービス利用支援費(IV)        (4) 機能強化型継続サービス利用支援費(IV)</p> <p>(1)～(4)について、※別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。</p> <p>ただし、(1)～(4)までのいずれかの機能強化型継続サービス利用支援費を算定している場合においては、(1)～(4)までのその他の機能強化型継続サービス利用支援費は算定しない。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は、(1)サービス利用支援費と同じ</p> <p>(5) 継続サービス利用支援費(I)        取扱件数が40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。</p> <p>(6) 継続サービス利用支援費(II)        取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。</p>	平24厚労告125 別表1の注2 平27厚労告180第2号 平18障発1031001 通知第四の1 (2)(3)(4)	C
(3)その他	<p>1 指定特定相談支援事業者が、指定基準第15条第2項第7号（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）、第10号、第11号若しくは第12号から第14号まで（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）又は同条第3項第2号に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。</p> <p>(1) 指定基準第15条第2項第7号        アセスメントにあたっての利用者の居宅等訪問、利用者や家族との面談を行う</p> <p>(2) 指定基準第15条第2項第10号及び11号        サービス等利用計画案の内容を利用者等に説明し文書による同意を得る及び交付する</p> <p>(3) 指定基準第15条第2項第12号及び13号        サービス等利用計画案を基にサービス担当者会議を開催し、利用者等に内容を説明し文書による同意を得る</p> <p>(4) 指定基準第15条第2項第14号        サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付する</p> <p>(5) 指定基準第15条第3項第3号        モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者との連絡を継続的に行い、モニタリング期間ごとに利用者の居宅等を訪問、面接しその結果を記録する</p> <p>(6) 指定基準第15条第3項第3号        第15条第2項第1号から第9号まで及び第12号から第14号までの規定は、サービス等利用計画の変更について準用する。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。</p> <p>3 指定特定相談支援事業者が、同一の月において、同一の計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費に係る所定単位数を算定していないか。</p>	平24厚労告125 別表1の注3	B又はC
		平24厚労告125 別表1の注4 平18障発1031001 通知第四の1(5)	B又はC
		平24厚労告125 別表1の注5 平18障発1031001 通知第四の1(6)	B又はC

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価区分
4	相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法に規定する要介護状態区分(以下「要介護状態区分」という。)が要介護1又は要介護2のものに対して、同法に規定する指定居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援」という。)と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅰ)として、1月につきそれぞれ所定単位数から減算しているか。	平24厚労告125 別表1の注6 平18障発1031001 通知第四の1(7)	B又はC
5	相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)として、1月につきそれぞれ所定単位数から減算しているか。	平24厚労告125 別表1の注7 平18障発1031001 通知第四の1(7)	B又はC
6	相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等であって、かつ、介護保険法に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法に規定する指定介護予防支援と一体的に指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費(継続サービス利用支援(Ⅱ)を除く)を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき所定単位数から減算しているか。	平24厚労告125 別表1の注8 平18障発1031001 通知第四の1(7)	B又はC
7	法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。	平24厚労告125 別表1の注9	B又はC
8	指定基準第20条の2(業務継続計画の策定等)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	平24厚労告125 別表1の注10	B又はC
9	指定基準第28条の2(虐待の防止)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	平24厚労告125 別表1の注11	B又はC
10	別に子ども家庭庁長官厚生労働大臣が定める地域(以下「特別地域」という。)に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合(1及び2に定める場合を除く。)に特別地域加算として、1回につき所定単位数に加算しているか。	平24厚労告125 別表1の注12 平18障発1031001 通知第四の2	B又はC

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価区分
	<p>11 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、機能強化型サービス利用支援費(I)若しくは機能強化型サービス利用支援費(II)又は機能強化型継続サービス利用支援費(I)若しくは機能強化型継続サービス利用支援費(II)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数を算定しているか。ただし、拠点コーディネーター1人につき、当該指定特定相談支援事業所並びに当該指定特定相談支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする。</p> <p>※別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は次のとおりである。</p> <p>次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>イ 次の(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 運営規程において、区市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者、指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援、指定自立生活援助、指定地域移行支援及び指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。</p> <p>(3) 市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という。）が常勤で一人以上配置されている事業所として区市町村長が認めるものであること。</p> <p>ロ 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) イの(1)の基準に適合すること。</p> <p>(2) 指定計画相談支援の事業及び指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営し、かつ、他の指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の事業所と相互に連携して運営していること。</p> <p>(3) 当該指定特定相談支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において拠点コーディネーターが常勤で一人以上配置され、かつ、当該拠点コーディネーターと相互に連携している事業所として区市町村長が認めるものであること。</p> <p>指定特定相談支援事業者が、指定基準第13条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	平24厚労告125 別表1の注13 平18障発1031001 通知第四の3	B又はC
3 利用者負担上限額管理加算		平24厚労告125 別表2の注 平18障発1031001 通知第四の4	B又はC
4 初回加算	<p>1 指定特定相談支援事業者が、新規にサービス等利用計画を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行い、次のいずれかに適合する場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(1) 新規にサービス等利用計画を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合</p> <p>(2) サービス等利用計画を作成する月の前6月間において、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用していない計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合</p> <p>2 初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案(法第5条第22項に規定するサービス等利用計画案をいう。)を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接した場合（月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限る。）は、所定単位数に当該面接をした月の数(3を限度とする。)を乗じて得た単位数を加算しているか。</p>	平24厚労告125 別表3の注1 平27厚労告180第3号 平18障発1031001通知第四の5	B又はC
		平24厚労告125 別表3の注2 平27厚労告180第3号 平18障発1031001通知第四の5	B又はC

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価区分
5 主任相談支援専門員配置加算	<p>1 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(以下「主任相談支援専門員」という。)であるものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表しているか。  ※別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は次のとおりである。</p> <p>(1) 主任相談支援専門員配置加算（I）  基幹相談支援センターの運営の委託を受けている指定特定相談支援事業所、児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターと一体的に運営される指定特定相談支援事業所又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所の従業者及び当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための指導及び助言を実施しているか。</p> <p>(2) 主任相談支援専門員配置加算（II）  主任相談支援専門員を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施しているか。</p> <p>2 主任相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援及び指定障害児相談支援その他のこれに類する職務に従事することができる。</p>	平24厚労告125 別表4の注1 平27厚労告180第4号 平18障発1031001通知第四の6	B又はC
6 入院時情報連携加算	<p>計画相談支援対象障害者等が病院又は診療所(以下「病院等」という。)に入院するに当たり、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、記録した場合は、次に掲げる区分に応じ、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 入院時情報連携加算（I）  病院等を訪問し、当該病院等の職員と面談して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供していること。</p> <p>(2) 入院時情報連携加算（II）  入院時情報連携加算（I）以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供していること。</p>	平24厚労告125 別表5の注 平27厚労告180第5号 平18障発1031001通知第四の7	B又はC

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価区分
7 退院・退所加算	<p>障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)、救護施設若しくは更生施設(以下「障害者支援施設等」という。)に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事施設、少年院、更生保護施設(以下「刑事施設等」)に収容されていた計画相談支援対象障害者等又は保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設、救護若しくは更生緊急保護として利用させる宿泊施設(更生保護施設を除く。以下「宿泊施設等」という。)に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービスまたは地域相談支援(以下「障害福祉サービス等」という。)を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行い、その内容を記録した場合(同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福祉サービス等の利用開始月に調整を行う場合に限る。)には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算しているか(4の初回加算を算定する場合を除く。)</p>	平24厚労告125 別表6の注 平18障発1031001 通知第四の8	B又はC
8 居宅介護支援事業所等連携加算	<p>指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用している期間において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの((1)から(6)までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。)を合算した単位数を加算する。</p> <p>また、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算しているか。</p> <p>(1) 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援(以下「指定居宅介護支援等」という。)の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援等を提供する指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所(以下「指定居宅介護支援事業所等」といい、当該計画相談支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く。)に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に協力する場合</p> <p>(2) 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合(月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。)</p> <p>(3) 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合(サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。)</p> <p>(4) 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者就業・生活支援センター又は当該通常の事業所の事業主等(以下この注において「障害者就業・生活支援センター等」という。)による支援を受けるに当たり、当該障害者就業・生活支援センター等に面接する場合(月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。)</p> <p>(5) 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合(月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。)</p> <p>(6) 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合(サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。)</p>	平24厚労告125 別表7の注 平18障発1031001 通知第四の9	B又はC

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価区分
9 医療・保育・教育機関等連携加算	<p>1 指定特定相談支援事業者が、次の(1)から(3)までに該当する場合に、1月にそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数を加算しているか。</p> <p>(1) 指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する機関（以下「福祉サービス等提供機関」という。）（障害福祉サービス等を行う者を除く。（3）、注2及び10の注において同じ。）の職員等と面談又は会議を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とし、4の初回加算を算定する場合及び7の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。）次の（一）又は（二）に掲げる場合に応じ、それぞれ（一）又は（二）に掲げる単位数を加算しているか。</p> <p>（一）指定サービス利用支援を行った場合            （二）指定継続サービス利用支援を行った場合</p> <p>(2) 計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。）（サービス利用支援支援費又は継続サービス利用支援費を算定する場合に限る。）</p> <p>(3) 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報を提供した場合（サービス利用支援支援費又は継続サービス利用支援費を算定する場合に限る。）</p> <p>2 注1の（3）については、次の（1）又は（2）に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度としているか。</p> <p>(1) 病院等及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等（以下「訪問看護ステーション等」という。）            (2) 福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）</p>	平24厚労告125 別表8の注1 平18障発1031001 通知第四の10	B又はC
		平24厚労告125 別表8の注2 平18障発1031001 通知第四の10	B又はC

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価区分
10 集中支援加算	<p>1 指定特定相談支援事業者が、次の(1)から(5)までに該当する場合に、1月にそれぞれ(1)から(5)までに掲げる単位数を加算しているか。ただし、(1)から(3)までについて、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とする。</p> <p>(1) 障害福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象障害者等又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合(月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。)</p> <p>(2) サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況(計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者(同号に規定する担当者をいう。10の注において同じ。)に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合(サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。)</p> <p>(3) 福祉サービス等提供機関の求めに応じ、当該福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障害者等の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合(サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算又は退院・退所加算を算定する月を除く。)</p> <p>(4) 計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合(1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。)(サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。)</p> <p>(5) 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を行った場合(サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。)</p> <p>2 上記1の(5)については、次の(1)又は(2)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とする。</p> <p>(1) 病院等及び訪問看護ステーション等</p> <p>(2) 福祉サービス等提供機関(病院等及び訪問看護ステーション等を除く。)</p>	平24厚労告125 別表9の注1 平18障発1031001 通知第四の11	B又はC
11 サービス担当者会議実施加算	指定継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況(計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行い、その内容を記録した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、医療・保育・教育機関等連携加算を算定する場合であって、福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けているときは、算定しない。	平24厚労告125 別表9の注2 平18障発1031001 通知第四の11	B又はC
12 サービス提供時モニタリング加算	指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する障害福祉サービス等の提供現場を訪問し(障害福祉サービス等の提供現場が特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあっては、当該障害福祉サービス等の提供現場を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して)することにより、障害福祉サービス等の提供状況等を確認し、その内容を記録した場合に、計画相談支援障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える場合には、39を超える数については算定しない。この場合において、当該指定特定相談支援事業所の相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。 (モニタリングにおける確認事項) (1) 障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況 (2) サービス提供時の利用者の状況 (3) その他必要な事項	平24厚労告125 別表11の注 平18障発1031001 通知第四の13	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
13 行動障害支援体制 加算	<p>別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>※別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は次のとおりである。</p> <p>(1) 行動障害支援体制加算（I）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「実践研修修了者」という。）を一名以上配置していること。</p> <p>② 実践研修修了者を配置している旨を公表していること。</p> <p>③ 実践研修修了者が、区分三（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成二十六年厚生労働省令第四号）第一条第四号に掲げる区分三をいう。）以上に該当しつつ、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）第四号に該当する者（以下「強度行動障害者」という。）に対して現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該実践研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に強度行動障害児の保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りでない。</p> <p>(2) 行動障害支援体制加算（II）</p> <p>(1)の①及び②の基準に適合すること。</p>	平24厚労告125 別表12の注 平27厚労告180第6号 平18障発1031001 通知第四の14	B又はC
14 要医療児者支援体制 加算	<p>別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>※別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は次のとおりである。</p> <p>(1) 要医療児者支援体制加算（I）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち法第七十八条第三項に規定する地域生活支援事業（以下「地域生活支援事業」という。）として行われる研修（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者」という。）を一名以上配置していること。</p> <p>② 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を配置している旨を公表していること。</p> <p>③ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者（以下「医療的ケア児者」という。）に対して現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に医療的ケア児者の保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りでない。</p> <p>(2) 要医療児者支援体制加算（II）</p> <p>(1)の①及び②の基準に適合すること。</p>	平24厚労告125 別表13の注 平27厚労告180第7号 平18障発1031001 通知第四の15	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
15 精神障害者支援体制加算	<p>別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>※別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は次のとおりである。</p> <p>(1) 精神障害者支援体制加算（I）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（精神障害者（法第四条第一項に規定する精神障害者をいう。）の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「精神障害者研修修了者」という。）を一名以上配置していること。</p> <p>② 精神障害者研修修了者を配置している旨を公表していること。</p> <p>③ 精神疾患有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第五十七条第三項に規定する訪問看護ステーション等であって、計画相談支援対象障害者等が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていること。</p> <p>④ 精神障害者研修修了者が、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該精神障害者研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に児童福祉法第四条第二項に規定する精神に障害のある児童の保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りでない。</p> <p>(2) 精神障害者支援体制加算（II）</p> <p>(1)の①及び②の基準に適合すること。</p>	平24厚労告125 別表14の注 平27厚労告180第8号 平18障発1031001 通知第四の16	B又はC
15の2 高次脳機能障害支援体制加算	<p>別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>※別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は次のとおりである。</p> <p>(1) 高次脳機能障害支援体制加算（I）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（高次脳機能障害支援者養成に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「高次脳機能障害支援者養成研修修了者」という。）を一名以上配置していること。</p> <p>② 高次脳機能障害支援者養成研修修了者を配置している旨を公表していること。</p> <p>③ 高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病的発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である障害者等（以下「高次脳機能障害者」という。）に対して現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に高次脳機能障害者であつて満十八歳に満たないものの保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りでない。</p> <p>(2) 高次脳機能障害支援体制加算（II）</p> <p>(1)の①及び②の基準に適合すること。</p>	平24厚労告125 別表14の2の注 平27厚労告180第9号 平18障発1031001 通知第四の17	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
16 ピアサポート体制加算	<p>別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、指定計画相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は次のとおりである。</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者ピアサポート研修修了者（介護給付費等単位数表第10の1の3の注の(一)に規定する障害者ピアサポート研修修了者をいう。）であって、次の(一)及び(二)に掲げるものを指定特定相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置しているか。           <ul style="list-style-type: none"> <li>(一)障害者又は障害者であったと区市町村が認める者</li> <li>(二)管理者、相談支援専門員、相談支援員その他指定計画相談支援に従事する者</li> </ul> </li> <li>(2) (1)に掲げる者のいずれかにより、当該指定特定相談支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年一回以上行われているか。</li> <li>(3) (1)に掲げる者を配置している旨を公表しているか。</li> </ul>	平24厚労告125 別表15の注 平27厚労告180第10号 平18障発1031001 通知第四の18	B又はC
17 地域生活支援拠点等相談強化加算	<p>別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合するもの（運営規程において、区市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを定めていること）として区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下「要支援者」という。）が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。）を行い、その内容を記録した場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか（当該指定特定相談支援事業者が指定自立生活援助又は、指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定自立生活援助又は指定地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該指定自立生活援助事業者が緊急時支援加算を算定する場合又は指定地域定着支援事業者が地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。）。</p>	平24厚労告125 別表16の注 平27厚労告180第11号 平18障発1031001 通知第四の19	B又はC
18 地域体制強化共同支援加算	<p>別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に第1の3に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で協議会（支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告し、その内容を記録した場合には、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>※別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は次のとおりである。</p> <p>次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 運営規程において、区市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。</li> <li>(2) 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。ただし、令和九年三月三十一日までの間において、区市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。</li> </ul>	平24厚労告125 別表17の注 平27厚労告180第12号 平18障発1031001 通知第四の20	B又はC
19 遠隔地訪問加算	<p>計画相談支援対象障害者等の居宅等、病院等、障害者支援施設等、刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関（特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。）を訪問して、初回加算（注2に該当する場合に限る。）、入院時情報連携加算（注のイの入院時情報連携加算（I）を算定する場合に限る。）、退院・退所加算、居宅介護支援事業所等連携加算（注の(2)及び(5)に限る。）、医療・保育・教育機関等連携加算（注1の(1)及び(2)に限る。）又は集中支援加算（注1の(1)及び(4)に限る。）を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算しているか。ただし、初回加算については、注2に規定する面接を実施した月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。</p>	平24厚労告125 別表18の注 平27厚労告180第8号 平18障発1031001 通知第四の21	B又はC